

75

町長の議会だより

③

議会の成り立つ条件は

「……そもそも、わが国の地方自治は代議制によって形成されている。自治体の日々の運営を住民が直接行うのではなく、住民が選んだ代表の手によって行う仕組みである。これが成り立つための条件は、選んだ住民が選ばれた代表は信頼し、尊敬していることにある。であればこそ、その代表が決めた事柄に住民はおおむね同意し、従うことができるのである。もし信頼がなければ、代議制が成り立つ条件は基底部分で欠けている。……」

これは、鳥取県知事を2期勤められ、現在は慶応大学で教鞭をとるかたわら、地方制度調査会の副会長などの要職にある片山義博氏が今年の1月10日付けの静岡新聞朝刊に書かれた『地方議会の在り方』の一部を紹介するものです。まさにわが国の議会のあり方を端

的に言い表しています。

議員の歳費は何の対価か

私は、1月29日に行われた議会と当局の意見交換会（永田議員以外は出席）の席上、『議員が歳費を受け取る対価は、①議案などに対して右か左か、賛成か反対かをはっきり意思表示すること、②右か左か、賛成か反対か、意思表示をした理由を述べること、③有権者から求められたら、自分の行った意思表示とその理由を説明すること——ではないですか』と発言させていただきました。

身も蓋もない発言ですが、私があえてそこまで踏みこんで発言した理由は、議会が町民の皆さまに対して中山三星建材(株)工場跡地の買収について議会としての明確な意思表示をせず、ウヤムヤな幕引きを図ろうとしていると思つたからです。今回の議会と当局の意見交換会は、当局の側から議長にお

願いして議員の皆さまの明確な意見を聞き出していたかどうかと考えて申し入れたものです。結論から言いますと、議会の姿勢は「何だこりゃ」とびっくり仰天するものでした。

最終報告の取り扱い方

問題は、中山三星建材(株)工場跡地の買収に関して事務検査を行った議会の特別委員会が出した最終報告を議会の意思とするか否かにあります。最終報告は、「中山三星建材(株)工場跡地買収について」意見として『行政財産を取得する要件を満たしていなかった。』と結論付けました。この意見は、当時の執行部が「やってはいけないことをやってしまった」と言っているのです。

議会が議決して設置した特別委員会の報告の取り扱いについて、議会は議決、すなわち、「議会の意思とするか否か」を採決することになっていきます。議員必携によれば、委員会終了後の処置として、「(一)委員会報告書の提出 委員会に付託された事件の審査(調査)が終了すれば、その結果を記載した委

員会報告書を、委員長から議長に提出しなければならない。議長はこの委員会報告書の提出があつて初めて本会議の議題に供し、委員会の審査(調査)の経過と結果の口頭報告を求め、委員長に対する質疑を行い、討論・採決の順序で本会議におけるその事件の意思決定がなされる。……」

吉田町議会会議規則にも、誰にも分かるように規定されています。

第73条は、委員会報告書として「委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない」、第41条は、委員長報告等に対する質疑として「議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。……」、第42条は、討論及び表決として「議長は、前条の質疑が終わつたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する」と委員会の報告の取り扱いを定めています。

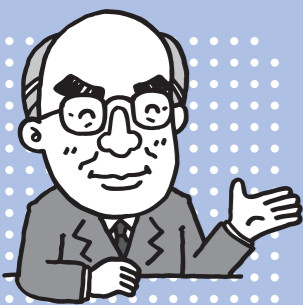
議会はどのように取り扱つたのか

昨年の12月議会定例会は12月5日に開催されましたが、その前日に開かれた議会運営委員会において「意見だ」と明言されました。次いで、藤田議員・枝村議員は「最終報告のとおりである」と断言されました。ということは、跡地の購入に対して、問題があると結論付けた藤田議員・枝村議員は、問題がないとほめかした増田議員・八木栄議員・八木宣和議員・勝山議員と野合をしたことになりました。

藤田議員は、意見交換会の翌日の自らのブログに「最終報告は議会で認められた」と題して、「議会内で最終報告を行い、質疑なく終わった。私は認めていただいたと認識している。」と述べていますが、最終報告は議決されてもおらず、まして自らが発議した決議に名を連ねた少なくとも4人の議員はあなたの最終報告を認めないと公言しています。認識違いも甚だしいのではないのでしょうか。

当局は、議決に従って行政運営を行わなければならないませんが、再び当局は、暗中模索に追い込まれました。

なお、この日の懇談会の中で、八木宣和議員、勝山議員、以外の議員は、「監査委員に利害を調整する権限はない」ことを明言され、一筋の光明を見いだすことはできませんでした。



て、特別委員会の最終報告の取り扱いについては、「会議規則にのっている形ではなく質疑が終わつた後、終了する……(12月5日議会運営委員会議事録1頁)」と決定されていました。

「表決に付きなければならぬ」ではないんじゃないですかね。……要するに、「表決に付する」と書いてあるが、「表決に付きなければならぬ」とは書いてないから表決に付きなくてよいのだと言つています。次いで、増田議員は議会の議決で設置された特別委員会に付託された検査権限に対して、『(付託されて)いないと解釈します。』と言つています。増田議員は、以前議会事務局長をされた方ですが、どうなつていられるのでしょうか。

また、特別委員会の委員長であった藤田議員は最終報告の取り扱いについて、『……12月5日に最終報告を行ったわけでございますが、それに対する質疑などは一切なく、反対討論もございませんでしたので、私の認識の中では、これはお認めいただいたというように理解しております。……』と発言しています。藤田議員は、不思議なこと終始一貫して「最終報告を議決して議会の意思としてくれ」とは言っていないのです。

意見交換会で見たものは

12月議会定例会において、藤田議員が発議者となつた「町有地の取得等に関する決議について」と題した発議案が議決されました。